

桑名市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第10号

桑名市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

桑名市職員の扶養手当に関する規則（令和7年桑名市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「年額130万円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。